# 第5章 無差別殺傷事犯の類型別の検討

本章では,第3章で呈示した類型別に,無差別殺傷事犯者について,年齢,学歴,就労, 交友,処遇,再犯等に関する特徴の有無を見る。

## 第1節 前科別の類型

本節では、調査対象者を前科の有無、内容によって、粗暴前科群(有前科者群のうち、粗暴犯(殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等処罰法違反及び銃刀法違反)の前科を有する者)、その他前科群(有前科者群のうち、粗暴犯の前科を有しない者)、前科なし群に分類した上、それぞれについて特徴の有無を見る。

## 1 基本属性の特徴

5-1-1表は、調査対象者について、前科の内容別に犯行時の年齢層別人員を見たものである。

相対的に、粗暴前科群で年齢層が高い傾向が、前科なし群で年齢層が低い傾向がうかが える。

区分	粗暴前	科群	前科7	よし群	その他前	<b></b> 科群
16~19歳	_		7	(25.0)	_	
20~29歳	1	(6.3)	12	(42.9)	1	(12.5)
30~39歳	7	(43.8)	7	(25.0)	3	(37.5)
40~49歳	3	(18.8)	]	(3.6)	3	(37.5)
50~59歳	4	(25.0)	-	-	1	(12.5)
60~64歳	1	(6.3)	]	(3.6)	-	
総数	16	(100.0)	28	(100.0)	8	(100.0)

5-1-1表 年齢層別人員(前科の内容別)

- 注 1 「粗暴前科群」は、殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等 処罰法違反又は銃刀法違反の前科を有する者を計上している。
  - 2 「その他前科群」は、粗暴前科群に該当しない前科を有する者である。
  - 3 「前科なし群」は、前科がない者である。
  - 4 犯行時の年齢による。
  - 5 ()内は、各前科の内容に占める比率である。

#### **5-1-2表**は、調査対象者について、前科の内容別に教育程度を見たものである。

粗暴前科群,その他前科群と前科なし群を比べると,粗暴前科群,その他前科群では高校等中退以下の者が大半である(それぞれ81.3%,87.5%)であるのに対し,前科なし群では約半数(53.6%)であって,前科なし群の方が修学歴の高い者が多い。

5-1-2表 教育程度(前科 <i>C</i>	の内容別)
-------------------------	-------

区分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
義務教育未修了	1 (6.3)	-	_
中学校卒業	8 (50.0)	8 (28. 6)	4 (50.0)
高校等在学	_	1 (3.6)	_
高校等中退	4 (25. 0)	6 (21.4)	3 (37.5)
高校等卒業	_	9 (32. 1)	1 (12.5)
大 学 中 退	3 (18.8)	2 (7. 1)	-
大 学 卒 業	_	2 (7.1)	_
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。

5-1-3表は、調査対象者について、前科の内容別に犯行時の交友関係を見たものであり、5-1-4表は、前科の内容別に学校・職場の在籍時の交友関係を見たものである。

犯行時の交友関係については、前科の内容を問わず、「交友相手なし」が多いなど、交 友関係が不良な者が多い。他方、在籍時と犯行時を比較すると、粗暴前科群、その他前科 群においては、両時点の間で大きな差がないのに対して、前科なし群においては、在籍時 よりも犯行時において「交友相手なし」が増えるなど、交友関係の悪化が見られ、この交 友関係の悪化と犯行との結び付きが推測される。

5-1-3表 犯行時交友関係(前科の内容別)

区分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
なし	11 (68.8)	13 (46. 4)	4 (50.0)
希 薄	2 (12.5)	3 (10.7)	_
普通	_	6 (21.4)	1 (12.5)
親密	1 (6.3)	2 (7.1)	_
険 悪	_	_	_
	2 (12. 5)	4 (14.3)	3 (37.5)
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。

5-1-4表 在籍時交友関係(前科の内容別)

区分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
なし	8 (50.0)	7 (25. 0)	4 (50.0)
希 薄	_	4 (14. 3)	-
普通	1 (6.3)	7 (25. 0)	2 (25.0)
親密	1 (6.3)	3 (10.7)	-
険 悪	2 (12.5)	2 (7.1)	-
	4 (25. 0)	5 (17.9)	2 (25. 0)
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。

#### 2 犯行の特徴

**5-1-5表**は、調査対象者の前科の内容別に、それぞれが行った無差別殺傷事件の犯行形態を見たものである。

前科なし群において、大量殺人型の無差別殺傷事件を行う者の比率が、他と比べてやや 高い傾向がうかがえる。

粗暴前科群 前科なし群 その他前科群 型 単 10 (62.5)16 (57.1)5 (62.5)大 量 型 (12.5)9 (32.1)(12.5)2 1 連続型 3 2 3 (18.8)(10.7)(25.0)スプリー型 (18.8)(3.6)(100.0)16 (100.0)28 (100.0)

5-1-5表 犯行形態(前科の内容別)

**5-1-6表**は、調査対象者について、調査対象者の前科の内容別に、それぞれが行った無差別殺傷事件の犯行動機を見たものである。

粗暴前科群においては、I「自己の境遇への不満」型に該当する者の比率が半数近くを占めている。これに対して、前科なし群においては、各動機類型に該当する者が粗暴前科群に比べると均されて分布しており、相対的にⅢ「自殺・死刑願望」型に該当する者、V「殺人への興味・欲求」型に該当する者の比率が粗暴前科群に比べて高い数字となっている。

区分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
自己の境遇への不満	7 (43. 8)	9 (32. 1)	2 (25.0)
特定の者への不満	3 (18.8)	3 (10.7)	2 (25.0)
自殺・死刑願望	_	5 (17. 9)	1 (12.5)
刑務所への逃避	3 (18.8)	4 (14. 3)	2 (25.0)
殺人への興味・欲求	1 (6.3)	4 (14. 3)	_
不明	4 (25. 0)	4 (14. 3)	1 (12.5)
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

5-1-6表 犯行動機(前科の内容別)

- 注 1 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。
  - 2 複数の犯行動機を有する場合は、それぞれの犯行動機に計上している。ただし、「自己の境遇への不満」又は「特定の者への不満」と「自殺・死刑願望」、「刑務所への逃避」又は「殺人への興味・欲求」の犯行動機を重複して有する場合は、「自己の境遇への不満」又は「特定の者への不満」には計上していない。
- **5-1-7表**は、調査対象者の前科の内容別に、それぞれが行った無差別殺傷事件において攻撃対象の被害者を選定した理由を見たものである。

粗暴前科群では、「自分より弱者」、「選定理由なし」が多く、この両者で過半数を占めているが、前科なし群では、「怨恨相手等の投影・代替」が最も多くなっている。「怨恨

注 5-1-1表の脚注1~3及び5並びに3-2-4図の脚注に同じ。

相手等の投影・代替」は攻撃対象に何らかの意味付けを行っているものであるが、このような被害者選定を行う者は、粗暴前科群、その他前科群の有前科者群では少なく、そのほとんどは前科なし群に属している。

5-1-7表 被害者の選定理由(前科の内容別)

区分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
自分より弱者	6 (37. 5)	8 (28.6)	4 (50.0)
怨恨相手等の投影・代替	1 (6.3)	10 (35.7)	1 (12.5)
自分より弱者でない	2 (12. 5)	_	2 (25.0)
そ の 他	1 (6.3)	$2 \qquad (7.1)$	_
選 定 理 由 な し	4 (25. 0)	7 (25.0)	1 (12.5)
不明	2 (12. 5)	1 (3.6)	_
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。

## 3 犯行前の問題行動・精神状況

**5-1-8表**は、調査対象者について、前科の内容別に自殺企図歴を見たものである。 相対的に前科なし群において自殺企図歴がある者の比率が高く、しかも、その傾向は犯 行の前後を問わない。

5-1-8表 自殺企図歴の有無(前科の内容別)

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
自殺企図歴あり	6 (37.5)	18 (64.3)	3 (37. 5)
うち犯行前あり	6 (37.5)	16 (57. 1)	1 (12.5)
うち犯行後あり	3 (18.8)	11 (39. 3)	2 (25. 0)
自殺企図歴なし	10 (62.5)	9 (32. 1)	5 (62.5)
不詳	-	1 (3.6)	_
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 1 5-1-1表の脚注  $1 \sim 3$  及び 5 に同じ。

**5-1-9表**は、調査対象者について、前科の内容別に精神障害等の有無を見たものである。

調査対象者全体の過半数に何らかの精神障害等があるとの診断がなされ、その種別としてはパーソナリティ障害が多いが、前科の内容別に精神障害等ありと診断された者の比率、そのうちのパーソナリティ障害と診断された者の比率の数値を並べると、粗暴前科群、前科なし群、その他前科群の順に高い。パーソナリティ障害の診断によって示されるような人格傾向、思考・行動の偏りが、粗暴犯の前科に結び付いていた上、本件犯行にも影響したと推察

<sup>2</sup> 犯行前と犯行後のいずれにおいても自殺企図歴を有する者は、「うち犯行前あり」と「うち犯行後あり」のそれぞれの項目に計上している。

される。粗暴犯の前科を有する者に対する指導・教育の重要性がうかがわれる。

粗暴前科群 前科なし群 区 その他前科群 精神障害等あり (75.0)(57.1)(37.5)12 16 3 パーソナリティ障害 (50.0)(12.5)8 8 (28.6)1 薬物関連障害 (6.3)(12.5)1 1 (3.6)1 知的障害 2 3 (18.8)(7.1)1 (12.5)その他の精神障害 4 (25.0)8 (28.6)1 (12.5)精神障害等なし (25.0)(14.3)不詳(本鑑定不実施) (25.0)(28.6)(37.5)16 (100.0)28 (100.0)8 (100.0)

5-1-9表 精神障害等の有無(前科の内容別)

## 4 処遇と再犯

5-1-10表は、調査対象者について、前科の内容別に、刑事施設で受けた懲罰の回数を見たものである。

前科なし群においては、懲罰回数0回又は1回の者が多く、その両者で半数に及んでいるのに対し、粗暴前科群、その他前科群共に、懲罰回数が6回以上の多数に及んでいる者が半数以上に及んでいる。有前科者群において、反則行為を重ねる者が特に多い。

区分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
なし	3 (18.8)	6 (21.4)	1 (12.5)
1 回	2 (12. 5)	8 (28.6)	_
2 回	-	4 (14. 3)	_
$3\sim 5$ 回	1 (6.3)	2 (7.1)	3 (37. 5)
6~10回	6 (37. 5)	5 (17. 9)	1 (12.5)
11回以上	4 (25. 0)	3 (10.7)	3 (37. 5)
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)
30. = 1 1 = Ble 30. 1 0 T 1			

5-1-10表 懲罰回数(前科の内容別)

5-1-11表は、調査対象者について、前科の内容別に、無差別殺傷事件後の再犯の状況を見たものである。ここで再犯とは、無差別殺傷事件後に、刑事施設に収容されている間に犯罪を行い、その事件が調査時点までに検察庁に送致されたもの、又は、刑事施設を出所した後に犯罪を行い、その事件に係る判決が平成23年4月13日までに確定したものをいう。

再犯ありの者の比率は前科なし群で小さく,有前科者群で大きい。有前科者群で犯罪性 向が進んでいる者が多いと考えられる。

注 5-1-1表の脚注1~3及び5並びに3-3-7表の脚注1及び2に同じ。

注 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。

## 5-1-11表 再犯の有無(前科の内容別)

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
再犯あり	5 (31. 3)	2 (7.1)	2 (25.0)
再犯なし	11 (68. 8)	26 (92. 9)	6 (75.0)
総数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1~3及び5に同じ。

有前科者群の者は、懲罰に関しても、再犯に関しても問題がある者が多く、特に、その 処遇に当たって留意が必要であると考えられる。

## 第2節 犯行形態別の類型

本節では,第3章において呈示した4つの犯行形態の類型ごとに,同類型に当てはまる調査対象者,調査対象事件についての特徴を見る。

## 1 基本属性の特徴

5-2-1 表は、調査対象者について、犯行形態別に犯行時の年齢層別人員を見たものである。

単一殺人型、大量殺人型で年齢層が満遍なく広がる傾向がうかがわれ、連続殺人型、スプリー殺人型では、それぞれ1人を除いて、20~39歳、30~39歳に集中している。

5-2-1表 年齡層別人員(犯行形態別)

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
16~19歳	4 (12.9)	3 (25.0)	-	-
20~29歳	8 (25.8)	4 (33.3)	3 (37. 5)	-
30~39歳	9 (29.0)	3 (25.0)	4 (50.0)	3 (75.0)
40~49歳	5 (16. 1)	2 (16.7)	-	-
50~59歳	4 (12.9)	-	1 (12.5)	-
60~64歳	1 (3.2)	_	_	1 (25.0)
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

- 注 1 3-2-4図の脚注に同じ。
  - 2 犯行時の年齢による。
  - 3 () 内は、各犯行形態に占める比率である。

**5-2-2表**は、調査対象者について、犯行形態別に就労状況を見たものである。 いずれの類型においても無職者が大半を占めており、類型による違いはほとんど見られない。

5-2-2表	就労状況	(犯行形態別)
--------	------	---------

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
有職無職	7 (22. 6) 22 (71. 0) 2 (6. 5)	1 (8.3) 10 (83.3) 1 (8.3)	2 (25. 0) 6 (75. 0)	- 4 (100.0)
	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-3表は、調査対象者について、犯行形態別に犯行時の交友関係を見たもの、5-2-4表は、調査対象者について、犯行形態別に職場・学校の在籍時の交友関係を見たものである。

犯行時の交友関係については、犯行形態を問わず、「交友相手なし」が最も多い。犯行時と在籍時の交友関係を見ると、大量殺人型でもっとも交友関係の悪化をうかがいやすい。

5-2-3表 犯行時交友関係(犯行形態別)

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
なし	15 (48. 4)	8 (66.7)	5 (62.5)	2 (50.0)
希 薄	2 (6.5)	2 (16.7)	1 (12.5)	1 (25.0)
普通	5 (16. 1)	2 (16.7)	-	-
親密	2 (6.5)	-	1 (12.5)	-
険 悪	-	-	-	-
不詳	7 (22.6)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-4表 在籍時交友関係(犯行形態別)

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
なし	10 (32.3)	4 (33. 3)	4 (50.0)	2 (50.0)
希 薄	1 (3.2)	3 (25. 0)	1 (12.5)	-
普通	7 (22. 6)	2 (16.7)	1 (12.5)	1 (25.0)
親密	2 (6.5)	1 (8.3)	1 (12.5)	-
険 悪	2 (6.5)	2 (16.7)	-	-
	9 (29.0)	ı	1 (12.5)	1 (25.0)
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-5表は、調査対象者について、犯行形態別に前科の有無・内容を見たものである。 前科ありの者の比率は、相対的に、単一殺人型、大量殺人型で低く、連続殺人型、スプリー殺人型で高い傾向が見られる。

区分	単一	-型	大量	<b>上型</b>	連続	型	スプリ	一型
前科あり	15	(48. 4)	3	(25.0)	5	(62.5)	3	(75.0)
粗暴	10	(32.3)	2	(16.7)	3	(37.5)	3	(75.0)
薬物	5	(16.1)	_		2	(25.0)	3	(75.0)
財産	8	(25.8)	_		2	(25.0)	3	(75.0)
性	1	(3.2)	1	(8.3)	2	(25.0)	1	(25.0)
放火	3	(9.7)	1	(8.3)	2	(25.0)	1	(25.0)
その他	8	(25.8)	_		1	(12.5)	1	(25.0)
前科なし	16	(51.6)	9	(75.0)	3	(37.5)	1	(25.0)
総数	31	(100.0)	12	(100.0)	8	(100.0)	4	(100.0)

5-2-5表 前科の有無(犯行形態別)

#### 2 犯行の特徴

**5-2-6表**は、調査対象の無差別殺傷事件について、犯行形態別に、調査対象者が攻撃対象の被害者を選定した理由を見たものである。

単一殺人型では、「自分より弱者」が最も多く、半数近くを占める一方、「選定理由な し」の比率が低い。他方、大量殺人型、連続殺人型、スプリー殺人型の3類型では明確な 傾向とまでは言い難いが、「選定理由なし」の比率がやや高いことがうかがわれる。

5-2-6表	被害者の選定理由	(犯行形態別)
--------	----------	---------

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
自分より弱者	14 (45. 2)	3 (25. 0)	1 (12.5)	-
怨恨相手等の投影・代替	6 (19.4)	3 (25. 0)	2 (25.0)	1 (25.0)
自分より弱者でない	3 (9.7)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
そ の 他	-	2 (16. 7)	1 (12.5)	-
選 定 理 由 な し	5 (16. 1)	4 (33. 3)	3 (37.5)	2 (50.0)
不明	3 (9.7)	-	_	_
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

**5-2-7表**は、調査対象の無差別殺傷事件について、犯行形態別に、調査対象者が犯行場所を選定した理由を見たものである。

大量殺人型において、「人が大勢いる」を理由とする者が多く、他の類型ではこれを理由とする者は少ない。連続殺人型では、被害者選定において「自分より弱者」という犯行の容易さに起因する選定を行う者が少ない反面、犯行場所の選定においては「犯行に適している」を理由とする者が相当の割合でいる。

注 5-2-1表の脚注 1 及び 3 並びに3-1-11図の脚注に同じ。

- 3 一 2 一 / 27 - 41:1 13家アルリカ共和3年日 (41:1 1 1/29971)	5 - 2	- 7表	犯行場所の選定理由	(犯行形態別)
---	-------	------	-----------	---------

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
人が大勢いる	1 (3.2)	6 (50.0)	1 (12.5)	-
殺害対象を見つけやすい	10 (32.3)	2 (16.7)	1 (12.5)	-
居住先から近い	1 (3.2)	2 (16.7)	2 (25.0)	2 (50.0)
居住先から遠い	2 (6.5)	-	-	-
犯行に適している	6 (19.4)	-	3 (37.5)	1 (25.0)
選定理由なし	9 (29.0)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
そ の 他 ・ 不 明	2 (6.5)	2 (16.7)	-	_
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

**5-2-8表**は、調査対象の無差別殺傷事件について、犯行形態別に犯行の計画性の有無を見たものである。

大量殺人型,連続殺人型では,計画性のある犯行の方が多いが,単一殺人型,スプリー 殺人型では計画性のないものが多く,これらの差異は犯意の強固さの程度とも関連してい るのではないかと推測される。

5-2-8表 計画性の有無(犯行形態別)

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
計画性あり	15 (48. 4)	9 (75.0)	6 (75.0)	1 (25.0)
計画性なし	16 (51.6)	3 (25.0)	2 (25.0)	3 (75.0)
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

### 3 犯行前の問題行動・精神障害等

5-2-9表は、犯行形態別に調査対象者の自殺企図歴の有無を見たものである。

自殺企図歴のある者の比率は、大量殺人型、連続殺人型で他よりも高い数字となっているものの、犯行形態別に明らかな差異があるとは言い難い。

5-2-9表 自殺企図歴の有無(犯行形態別)

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
自殺企図歴あり うち犯行前あり うち犯行後あり	15 (48. 4) 14 (45. 2)	8 (66. 7) 5 (41. 7) 6 (50. 0)	5 (62. 5) 5 (62. 5) 4 (50. 0)	1 (25. 0) 1 (25. 0) 1 (25. 0)
自殺企図歴なし	6 (19. 4) 16 (51. 6)	3 (25. 0)	4 (50.0) 3 (37.5)	3 (75. 0)
	- 31 (100.0)	1 (8.3) 12 (100.0)	- 8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3並びに5-1-8表の脚注2に同じ。

**5-2-10表**は、犯行形態別に調査対象者の精神障害等の有無・種別を見たものである。 犯行形態別の明らかな違いは見いだせない。

5-2-10表 精神障害等の有無(犯行形態別)

区分	単一	-型	大量	量型	連続	<b></b> 型	スプリ	一型
精神障害等あり	16	(51. 6)	10	(45.5)	6	(33. 3)	1	(16.7)
パーソナリティ障害	8	(25.8)	5	(22.7)	5	(27.8)	1	(16.7)
薬物関連障害	1	(3.2)	1	(4.5)	1	(5.6)	1	(16.7)
知的障害	4	(12.9)	-		2	(11.1)	_	
その他の精神障害	7	(22.6)	4	(18. 2)	2	(11.1)	-	
精神障害等なし	3	(9.7)	2	(9.1)	-		1	(16.7)
不詳(本鑑定不実施)	12	(38.7)	-		2	(11.1)	2	(33. 3)
総数	31	(100.0)	22	(100.0)	18	(100.0)	6	(100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3並びに3-3-7表の脚注1及び2に同じ。

#### 4 処遇・再犯

**5-2-11表**は、犯行形態別に、調査対象者が無差別殺傷事件による受刑中に受けた懲罰の回数を見たものである。

明確な傾向とまでは言い難いが、大量殺人型の調査対象者は、他の類型の者よりも懲罰 の回数が少ない者が多いことがうかがわれる。

5-2-11表 懲罰回数(犯行形態別)

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
なし	4 (12.9)	5 (41.7)	1 (12.5)	-
1 旦	5 (16. 1)	4 (33.3)	2 (25.0)	-
2 旦	3 (9.7)	-	-	1 (25.0)
$3\sim5$ 回	4 (12.9)	1 (8.3)	1 (12.5)	-
6~10回	8 (25.8)	1 (8.3)	3 (37.5)	2 (50.0)
11回以上	7 (22.6)	1 (8.3)	1 (12.5)	1 (25.0)
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

**5-2-12表**は、犯行形態別に、調査対象者が無差別殺傷事件後に行った再犯の状況を 見たものである。

再犯を行った者の比率は、大量殺人型で最も小さくなっている。懲罰回数の状況と併せると、無差別殺傷事件後の状況については大量殺人型の者は他の類型の者と比べて比較的安定しているのではないかと推察される。

5 - 2 - 12表	再犯の有無	(犯行形態別)
-------------	-------	---------

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
再犯あり	5 (16. 1)	1 (8.3)	2 (25.0)	2 (50.0)
再犯なし	26 (83. 9)	11 (91.7)	6 (75.0)	2 (50.0)
総数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

## 第3節 犯行動機別の類型

本節では、第3章において呈示した5つの犯行動機の類型ごとに、同類型に当てはまる調査対象者、調査対象事件についての特徴を見る。なお、1項から4項までにおいては、I 「自己の境遇への不満」型、I 「特定の者への不満」型に関しては、もっぱら不満が犯行の主たる動機となっているものの特徴を見るため、III  $\sim$  V の類型の動機にも該当する者についてはI 又はII の類型から除外し、それぞれIII  $\sim$  V の類型で分類した。

## 1 基本属性の特徴

5-3-1表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に、年齢層別の人員を見たものである。

年齢層別の人員分布について明らかな傾向があるとは言い難いが,各類型を比較すると, Ⅲ「自殺・死刑願望」型, V「殺人への興味・欲求」型の者は, 他の類型と比べると年齢層が高い者が少ないこと, Ⅳ「刑務所への逃避」型の者は平均的に各年齢層に分散していることがうかがえる。

5-3-1表 年齡層別人員(犯行動機別)

区分		Lの境遇 の不満		特定の者 への不満		・死刑 願望		務所 の逃避		人への :・欲求	不明	
16~19歳	1	(5.6)	-		2	(33.3)	1	(11.1)	1	(20.0)	2	(22.2)
20~29歳	6	(33.3)	1	(12.5)	3	(50.0)	2	(22.2)	2	(40.0)	_	
30~39歳	8	(44.4)	4	(50.0)	-		2	(22.2)	2	(40.0)	3	(33.3)
40~49歳	1	(5.6)	2	(25.0)	1	(16.7)	2	(22.2)	_		1	(11.1)
50~59歳	_		-		-		2	(22.2)	-		3	(33.3)
60~64歳	2	(11.1)	1	(12.5)	-		-		_		-	
総数	18	(100.0)	8	(100.0)	6	(100.0)	9	(100.0)	5	(100.0)	9	(100.0)

注 1 5-1-6表の脚注2に同じ。

5-3-2表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に前科の有無を見たものである。 Ⅲ「自殺・死刑願望」型、V「殺人への興味・欲求」型の者は、前科がある者がそれぞれ1人のみであって、前科なしの者が多い。なお、放火の前科がある者は、I~IV類型の

<sup>2</sup> 犯行時の年齢による。

<sup>3 ()</sup>内は、各犯行動機に占める比率である。

いずれにも見られ、特に偏りは認められない。

5-3-2表 前科の有無(犯行動機別)

区分		見の境遇 の不満		定の者 の不満	自彩	せ・死刑 願望		務所 の逃避	殺 <i>)</i> 興味	<b>、</b> への ・欲求	7	不明
前科あり	9	(50.0)	5	(62.5)	1	(16.7)	5	(55.6)	1	(20.0)	5	(55.6)
粗暴	7	(38.9)	3	(37.5)	_		3	(33.3)	1	(20.0)	4	(44.4)
薬物	4	(22.2)	3	(37.5)	-		_		_		2	(22.2)
財産	6	(33.3)	1	(12.5)	_		2	(22.2)	_		3	(33.3)
性	3	(16.7)	1	(12.5)	-		-		_		1	(11.1)
放火	1	(5.6)	2	(25.0)	1	(16.7)	1	(11.1)	_		1	(11.1)
その他	2	(11. 1)	1	(12.5)	-		3	(33.3)	-		3	(33.3)
前科なし	9	(50.0)	3	(37. 5)	5	(83. 3)	4	(44. 4)	4	(80.0)	4	(44. 4)
総数	18	(100.0)	8	(100.0)	6	(100.0)	9	(100.0)	5	(100.0)	9	(100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3並びに3-1-11図の脚注に同じ。

5-3-3表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に犯行時の交友関係を見たものであり、5-3-4表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に職場・学校の在籍時の交友関係を見たものである。

犯行時の交友関係については、いずれの類型においても、「交友相手なし」か、交友関係 が希薄である者が多く、犯行動機の類型別の明らかな特徴は見いだせない。犯行時と在籍時 の交友関係の変化についても同様に犯行動機の類型別の明らかな特徴は見いだしにくい。

5-3-3表 犯行時交友関係(犯行動機別)

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明	
なし	9 (50.0)	4 (50.0)	2 (33. 3)	5 (55. 6)	2 (40.0)	7 (77.8)	
希 薄	3 (16.7)	1 (12.5)	2 (33. 3)	_	_	_	
普通	1 (5.6)	1 (12.5)	1 (16.7)	3 (33. 3)	1 (20.0)	_	
親密	_	_	_	1 (11.1)	2 (40.0)	_	
険 悪	_	_	_	_	_	_	
	5 (27.8)	2 (25.0)	1 (16.7)	_	_	2 (22. 2)	
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)	

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

5-3-4表 在籍時交友関係(犯行動機別)

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明	
なし	6 (33.3)	4 (50.0)	1 (16.7)	4 (44.4)	1 (20.0)	4 (44.4)	
希 薄	1 (5.6)	_	2 (33. 3)	_	1 (20.0)	_	
普通	3 (16.7)	1 (12.5)	1 (16.7)	3 (33. 3)	_	2 (22. 2)	
親密	_	_	_	1 (11.1)	3 (60.0)	_	
険 悪	2 (11.1)	1 (12.5)	_	1 (11.1)	_	1 (11.1)	
不 詳	6 (33.3)	2 (25.0)	2 (33. 3)	_	_	2 (22. 2)	
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)	

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

#### 2 犯行の特徴

**5-3-5表**は、犯行動機の類型別に、調査対象の無差別殺傷事件における被害者数を 見たものである。

IV「刑務所への逃避」型では、全員が被害者数1人であり、事件の被害者が複数となった者はいない。死刑を回避しつつ、刑務所で生活を送りたいという調査対象者の意識の反映ではないかと考えられる。被害者が複数である者の比率は、I「自己の境遇への不満」型で最も高い数字となっている。

 5-3-5表 被害者数(犯行動機別)

 6週 特定の者 自殺・死刑 刑務所 殺人への |

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明	
1 人	10 (55. 6)	5 (62. 5)	4 (66. 7)	9 (100.0)	4 (80.0)	6 (66.7)	
2人以上	8 (44.4)	3 (37. 5)	2 (33. 3)	-	1 (20.0)	3 (33. 3)	
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)	

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

**5-3-6表**は、犯行動機の類型別に、調査対象者が無差別殺傷事件において攻撃対象 の被害者を選定した理由を見たものである。

「怨恨相手等の投影・代替」が選定理由である者の比率は,I 「自己の境遇への不満」型,I 「特定の者への不満」型で全体より高い数値となっている。また,III 「自殺・死刑願望」型では,同理由により被害者を選定した者はなく,全て,「自分より弱者」,「選定理由なし」であり,IV 「刑務所への逃避」型でも,「自分より弱者」,「選定理由なし」がほとんどである。

5-3-6表 被害者の選定理由(犯行動機別)

区分		Lの境遇 の不満		定の者 の不満		と・死刑 願望		務所 の逃避		人への :・欲求	7	不明
自分より弱者	5	(27.8)	3	(37.5)	3	(50.0)	4	(44.4)	1	(20.0)	3	(33. 3)
怨恨相手等の投影・代替	6	(33.3)	3	(37.5)	-		1	(11.1)	1	(20.0)	2	(22.2)
自分より弱者でない	2	(11.1)	1	(12.5)	_		1	(11.1)	_		-	
そ の 他	_		_		-		_		3	(60.0)	_	
選 定 理 由 な し	5	(27.8)	1	(12.5)	3	(50.0)	3	(33.3)	_		1	(11.1)
不明	1		1		1		-		-		3	(33.3)
総数	18	(100.0)	8	(100.0)	6	(100.0)	9	(100.0)	5	(100.0)	9	(100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

**5-3-7表**は、犯行動機の類型別に、調査対象の無差別殺傷事件の計画性の有無を見たものである。

V「殺人への興味・欲求」型の者は、全て計画的な犯行に及んでおり、事前に犯行の準備として予行演習等を行っている。

計画性がない者の比率は、Ⅱ「特定の者への不満」型の者で最も低い数字となっている。

#### 5-3-7表 計画性の有無(犯行動機別)

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
計画性あり	10 (55. 6)	3 (37. 5)	3 (50.0)	6 (66. 7)	5 (100.0)	3 (33. 3)
計画性なし	8 (44.4)	5 (62. 5)	3 (50.0)	3 (33. 3)	_	6 (66.7)
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

#### 3 犯行前の問題行動・精神的状況

5-3-8表は、犯行動機の類型別に、調査対象者の自殺企図歴を見たものである。

Ⅲ「自殺・死刑願望」型の者では、全ての対象者に自殺企図歴があり、自殺企図と類型 Ⅲの間に強い関連が認められる。

他方, I 「自己の境遇への不満」型, II 「特定の者への不満」型の者では,他の類型と 比べると,自殺企図歴のある者が比較的少ない傾向がうかがえる。

5-3-8表 自殺企図歴の有無(犯行動機別)

区分	自己の	り境遇 不満		官の者 り不満		せ・死刑 願望		務所 の逃避		人への ・欲求	7	不明
自殺企図歴あり	6	(33.3)	2	(25.0)	6	(100.0)	6	(66.7)	3	(60.0)	5	(55.6)
うち犯行前あり	5	(27.8)	2	(25.0)	5	(83.3)	6	(66.7)	2	(40.0)	4	(44.4)
うち犯行後あり	3	(16.7)	1	(12.5)	3	(50.0)	2	(22.2)	3	(60.0)	4	(44.4)
自殺企図歴なし	12	(66. 7)	6	(75. 0)	-		3	(33. 3)	2	(40.0)	3	(33. 3)
不詳	-		_		_		_		_		1	(11.1)
総数	18 (	(100.0)	8	(100.0)	6	(100.0)	9	(100.0)	5	(100.0)	9	(100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3並びに5-1-8表の脚注2に同じ。

**5-3-9表**は、犯行動機の類型別に、調査対象者の精神障害等の有無を見たものである。

精神障害等のある者の比率は、III「自殺・死刑願望」型の者で低く、V「殺人への興味・欲求」型の者で高い傾向がうかがわれる。

精神障害等の種類としては、全体ではパーソナリティ障害が最も多いが、IV「刑務所への逃避」型の者では知的障害が多い。同障害により社会生活における問題が多い中で、刑務所への逃避という着想に至るという過程が見られる。なお、VI「不明」型の者で、その他の精神障害(統合失調症等)が多い。

5-3-9表	精神障害等の有無	(犯行動機別)
--------	----------	---------

区分		Lの境遇 の不満		定の者 の不満		设・死刑 願望		務所 の逃避		人への モ・欲求	7	不明
精神障害等あり	10	(55.6)	4	(50.0)	2	(33.3)	5	(55.6)	4	(80.0)	7	(77.8)
パーソナリティ障害	7	(38.9)	2	(25.0)	2	(33.3)	3	(33.3)	4	(80.0)	_	
薬物関連障害	1	(5.6)	1	(12.5)	-		-		_		1	(11.1)
知的障害	1	(5.6)	-		-		4	(44.4)	1	(20.0)	-	
その他の精神障害	4	(22.2)	1	(12.5)	-		1	(11. 1)	1	(20.0)	6	(66.7)
精神障害等なし	1	(5.6)	1	(12.5)	2	(33. 3)	3	(33. 3)	-		-	
不詳(本鑑定不実施)	7	(38.9)	3	(37.5)	2	(33.3)	1	(11. 1)	1	(20.0)	2	(22.2)
総数	18	(100.0)	8	(100.0)	6	(100.0)	9	(100.0)	5	(100.0)	9	(100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3並びに3-3-7表の脚注1及び2に同じ。

## 4 処遇と再犯

5-3-10表は、犯行動機の類型別に、調査対象者が、無差別殺傷事件により刑事施設で受刑している間に受けた懲罰の回数を見たものである。

いずれの類型においても懲罰を受けた者が多く、懲罰の多寡について類型による大きな 差は認められない。

5-3-10表 懲罰回数(犯行動機別)

区分	自己の境遇 への不満		特定の者 への不満		自殺・死刑 願望		刑務所 への逃避		殺人への 興味・欲求		不明	
なし	5	(27.8)	1	(12.5)	1	(16.7)	1	(11.1)	1	(20.0)	2	(22.2)
1 回	3	(16.7)	_		2	(33.3)	2	(22.2)	2	(40.0)	1	(11.1)
2 回	2	(11.1)	2	(25.0)	_		_		1	(20.0)	_	
$3 \sim 5 \square$	2	(11.1)	_		1	(16.7)	2	(22.2)	_		1	(11.1)
6~10回	2	(11.1)	2	(25.0)	2	(33.3)	2	(22.2)	_		4	(44.4)
11回以上	4	(22.2)	3	(37.5)	-		2	(22.2)	1	(20.0)	1	(11. 1)
総数	18 (	100.0)	8	(100.0)	6	(100.0)	9	(100.0)	5	(100.0)	9	(100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

**5-3-11表**は、犯行動機の類型別に、調査対象者が無差別殺傷事件後に行った再犯の 状況を見たものである。

明確な傾向としては述べ難いが、類型別の再犯状況について大きな差は認めにくい。

5-3-11表 再犯の有無(犯行動機別)

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明	
再犯あり	2 (11. 1)	2 (25. 0)	2 (33. 3)	2 (22. 2)	_	2 (22. 2)	
再犯なし	16 (88.9)	6 (75.0)	4 (66. 7)	7 (77.8)	5 (100.0)	7 (77.8)	
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)	

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

#### 5 類型別の概観

無差別殺傷事犯の犯行の動機は「分かりにくい」ものであるが、そのような動機が形成されるに当たっては、調査対象者の人格的な背景、社会的・経済的状況等が反映されていると考えられることから、形成過程を見るために、各類型別の事例の概要等を以下で示すこととする。

### 【 I 自己の境遇への不満 類型】

この類型に分類された者は22人 (調査対象者の42.3%) であり, うち 4 人では類型 $\mathbb{II} \sim V$  が併存していた。これを除いた18人 (同34.6%, 調査対象者の約3分の1) が不満を主な動機として犯行に及んでいる (なお, そのうち3人は特定の者への不満も動機として併存している。)。

この類型では、自己の不満の憂さ晴らしを目的として、無差別殺傷事件に及んだ者が多い。例えば、女性と交際関係が終了し、孤独感や不遇感を募らせていたところ、恋人や友達と楽しそうに遊んでいる同世代の者を見たため、自己の境遇に対する不満やいら立ちが強まり、これらの者を刃物で刺して殺害又はけがをさせれば、その攻撃対象者だけではなく、その家族や恋人等も苦しむことから、自分のうっ憤が晴れると考えて、幸福そうな若い女性を刃物で突き刺すものがある。この事例のように、異性交際の挫折が引き金になっているような事案では、被害者自体の選択は一見無差別的であっても、不満の原因となった相手と属性が似た被害者が選択されることがしばしば見られる(この事例では、元の交際相手と同世代の女性が被害者として選定されており、心理的には、元の交際相手に対する不満や怒りを、属性が類似する攻撃対象者に置き換えたものと評価できる。)。

他方、この類型の中には、自己の不遇さの原因が社会全体にあるとして、うっ積した感情を爆発させるような形で大量殺傷事件に及ぶ場合も見られる。例えば、自分の努力が正当に評価されず、不本意な生活を強いられているのに、社会の大部分の者は特段の努力もしないまま享楽的な生活を送っているなどと思い、社会に対する不満をうっ積させていたところ、いたずら電話を受けたことをきっかけに、うっ積した感情を爆発させて、通行人多数を殺害するものがある。このような事例では、特定の対人トラブル等に対する不満や怒りではなく、攻撃の対象が焦点を失っているのと同様な状態にあるため、被害者の選定についてもより無差別的なものになりやすいと考えられる。このような機序による者が比較的多く含まれていることは、他の類型に比べ、本類型における被害者選定理由で、他者の投影や代替として被害者が選択されている例や被害者数が複数となっている例の構成比が比較的高いことからもうかがえる。この類型の調査対象者では、自分の不満の原因を自己に求めるような自責の態度よりも、こんな境遇に陥れたのは周囲の者や社会全体のせいだとする他罰的・他責的な認知の仕方が特徴的であるが、次の類型Ⅱの他者への不満の類型に比べ、怒りや不満が特定の対象に焦点付けられていないためか、自己の境遇への不満のみが動機と見られる15人では、犯行時の逡巡行動は半数近く(7人)に認められた。

#### 【Ⅱ 特定の者への不満(恨み・怒り) 類型】

この類型に該当する者は10人(調査対象者の19.2%)であり、類型IV(刑務所への逃避)と類型V(殺人への興味・欲求)が複合している者2人を除くと、8人が不満を直接のきっかけとして無差別殺傷事件に及んでいる(なお、そのうち3人は自己の境遇への不満も動機として併存している。)。

この類型に該当する者は、過去にいじめを受けた同級生、不仲となった前妻、不当な仕 打ちをした暴力団員,自己に対して注意や叱責を加えた職場の上司などのように,犯行前 の生活場面で関わりが深かった者に対して恨みや怒りをため込んでいたところ、その報復 を意図したときに当該相手を見付けられなかったり、当該相手に対して直接に不満をぶつ けられないなどの理由により,不満や怒りの矛先を全く関係のない他者に向けたもので, いわば八つ当たり的な犯行に及んだものである。例えば、知人が、貸したものを返還しな いことに怒りを覚えたが、同人との連絡が取れないため、誰かを殺せば自己のうっ憤が晴 れると考え、無関係の児童を殺害しようとしたものがある。例数が少ないため、確定的な ことは言えないが,特定の他者に対する不満という外向きの不満が主な犯行動機であるこ ともあって,攻撃対象の被害者を選定した理由が不満の原因となった他者の投影や代替で ある者の割合が類型 I と同様に比較的高いことや,自殺企図歴のある者の構成比が比較的 低い点が特徴として見られる。なお、この類型に属する者には、無関係な他者に攻撃を加 えて事件を起こし、そのことが報道されるなどの事態となれば、恨みや怒りの対象となる 相手も非難を受けたり、困る事態となるだろうと考え、間接的に特定の他者に対する攻撃 や報復となると考えていた者も含まれている。この類型に属する者においても、類型Iと 同様に他罰的・他責的な認知の仕方をする傾向があるが,特定の者に対する不満のみが動機 と見られる5人では、他者への恨みや怒りが明確であるためか、犯行時に逡巡行動を示し た者はわずか1人にとどまっていた。

## 【Ⅲ 自殺・死刑の願望 類型】

この類型に属する者は、自殺願望がありながらそれを完遂できないことから無差別的な 殺傷事件に及ぶことで死刑になろうと考えたり、自殺の踏ん切りをつけるものであり、調 査対象者52人中6人(11.5%)がこの類型に該当した。

この類型では、まず、犯罪歴が浅い比較的若年層の者で占められている点が他の類型と大きく異なる特徴となっている。また、全員に自殺企図歴が認められ、犯行前に自殺企図歴がある者は、その全てが犯行半年以内に自殺企図に及んでおり、犯行と自殺企図との関連性も他の類型に比べ高いと考えられる。希死念慮が持続し、放火を企てるなどして自殺企図に及ぶこともしばしばあることから自殺の危険に関しては、近親者など周囲から相当警戒されていたと見られるケースも含まれている。

この類型に属する者の自殺企図のきっかけを見ると、自殺・死刑の願望を抱く前には、 遊興にふけった挙げ句に所持金を失ったり、借金がかさんで自宅からの立ち退きを迫られ

自暴自棄な心情に陥っていた者や、一人暮らしで頼れる身内もなく経済的な苦境に陥り追い詰められたり、学校生活への気力を失いうつ状態に陥ったことなど、生活上の行き詰まりが自殺企図や死刑願望が芽生える要因となっており、自分で死ぬことができないなら事件を起こして人を殺せば死刑にしてもらえると考えたり、自殺する自分の身代わりにするような形で飛び降り自殺の代わりに被害者を投げ落とす犯行に及ぶなどしている。そうした願望が強いためか、犯行時の逡巡行動が6人中1人にしか見られない。

死刑願望を抱いていた3例では、確実に人を殺して死刑になりたいなどという思いから、年少児童や高齢者等の弱者を攻撃対象に選択するような態度が認められる。また、例数が少ないので一般的な特徴かどうかは判然としないが、この類型に属する者は、幼少期の被虐待体験、親との離別死別、近親者間の葛藤等、支持的な雰囲気に乏しい家庭環境の下で生育しているという特徴が見られ、調査対象者の中でも比較的不遇な家庭環境の者が含まれており、家族がそろっている場合でも家族相互の関係不全の問題が比較的大きいことが認められる。

## 【IV 刑務所への逃避 類型】

この類型は無差別的な殺傷事件を刑務所入所のための手段とするもので、前述のとおり攻撃の性質から分類すると道具的攻撃とみなすことができる。調査対象者52人では、9人(17.3%)がこれに該当しており、うち本件前に刑務所受刑歴のある者は4人であり、残りの5人には刑務所受刑歴はなかった。

この類型は、有前科者の構成比が高く、少年から高年齢層の者まで特に年齢分布に目立つ傾向は認められない。また、事件を刑務所入所の手段にできれば良いという目的があるためか、自殺・死刑願望の類型のように被害者が多数に及ぶことはなく、また、確実に攻撃を完遂できる弱者等に攻撃の矛先を向けているような態度も関係記録から読み取れる。その一方、内心の葛藤状態からの逃避として犯行に及んでいるためか、犯行時の逡巡を示していた者が半数を超える(9人中5人)。

この類型の者では、刑務所受刑歴のある者とない者とで特徴に違いが見られる。大きな違いは、自殺企図歴である。犯行前自殺企図歴で見ると、受刑歴なしの者5人には全員に自殺企図歴があり、うち4人は犯行半年以内に自殺企図に及んでいたのに対し、受刑歴ありの者では、4人中1人だけに自殺企図歴があり企図の時期も犯行から1年以上前の時期であった。

刑務所受刑歴のある者4人の犯行の経過を見ると, うち1人では, 刑務所を満期出所後 1週間程度で所持金を使い果たし, 従前に刑務所入所の手段としていた放火を行うか迷っ た挙げ句に, 確実に刑務所に入所できるのは人を刺すことだと考え, 駅にたまたま居合わ せた女性を被害者に選択し, 無差別的な殺傷事件に及んでいる。この者の場合, 住居もな く, 犯罪歴が長いことなどから親族等とも疎遠になり孤立無援の状態にあり, 身体にも障 害があったことから就労も困難で, 生き延びるには刑務所しかないという思いが背景にあ った。また、他の受刑歴のある3人では、刑務所出所後、就労生活を維持しようと職場で努力していたものの、前科を引け目に感じ対人接触を自ら絶ちストレスの大きい生活を続ける中で、行き詰まってしまった者1人のほか、出所後、地域社会内の施設で生活していて施設生活の対人関係等に不適応を生じたことが事件の引き金になっていると思われる者が2人おり、資質面でのぜい弱性や、危機場面においてこれを保護し支援するための人的サポートの不足が事件の背景にも関与していたと考えられる。

刑務所受刑歴のない者 5 人では、事件の近くまでは外見的にはおおむね順応的な生活を送っていたが、事業の失敗やヤミ金融からの借金がかさんで生活に行き詰まってしまっていた者が 2 人いた。また、親との感情的なトラブルをきっかけに家出をするなどして問題解決に困り、事件を起こして刑務所に入るしかないと視野の狭い思いつきから犯行に及んだ者が 2 人、高圧的に感じられる雇主への不満を従前からため込んでいたが、面と向かって反発することも辞職することもできない葛藤状態の中で、刑務所に入れば嫌な場面から逃避できるし、不満の原因を作った雇主の評判も落ちて報復できると考えて事件に及んだ者が 1 人おり、一種の短絡的反応とみなし得る機序により事件が生じていたと考えられる。

#### 【V 殺人への興味・欲求 類型】

この類型は、殺人行為自体への興味や欲求に動機付けられて犯行に及んだと見られるものであり、調査対象者52人中5人(9.6%)であり、動機類型の中では最も該当者が少ない類型である。

この類型の事例数は特に少ないため、一般的な傾向と言えるか判然としないが、他の類型には見られない特徴が幾つかうかがわれる。まず有前科者が1人と有前科者が少ないことである(この有前科者の場合、本件と同内容の事犯を反復していた。)。また、犯行時年齢が30歳代までの比較的若年者に限定されており、全員に計画性があることも特徴となっている。

この類型に属する者の中には、性的な動機も介在していたと考えられる者が3人おり、このうちの1人は小児わいせつによるうっ憤晴らしを続けていたところ、刑事ドラマの殺人場面に興味を持って子どもを刺殺したいと考えるようになり犯行に及んでいる。別の1人は、人を窒息させる行為に性的興奮を覚える性癖に自らも悩みながらもこの欲求や衝動を制御できず犯行に至っている。また、別の1人の場合は、生活に行き詰って自暴自棄な気持ちになった際に、最早自分は失うものは何もないから、殺人や強盗強姦によって過去の殺害経験で得た快感を得ようと考えたことが動機となっており、この例でも性的な関心も事件の背景に関与していたことがうかがわれる。残りの2人の場合は、殺人自体の興味が大きいと見られるものであり、このうち1人では、孤独な生活を送る中、家族代わりに大事にしていたペットと死別した時期あたりから死体への興味が湧き、事件の前にはビデオで死体や殺人関連のものを繰り返し視聴し、攻撃的なファンタジーを膨らませていた。別の1人では、アニメ等に触発されて殺人への興味を持っていたところ、離職に伴い関心

が薄れていた殺人への興味が再び湧くようになり、事件に先立って動物を殺して犯行方法 を試したりしていたほか、知人宛てに殺人を示唆するメールを事件に先立って送信したり していた。この類型の中には、殺人願望に関するこのような自らの悩みや性癖を通院先の 主治医に相談していたケースが2人に認められ、殺人事件に至る前の各種の問題行動を端 緒として相談や治療的な介入等がより濃密に行われていれば、事件を未然に防止すること もあるいは可能であったかも知れないと思われる事案が含まれている。

## 【VI 動機が不明なもの】

犯行動機が不明なものは、調査対象者52人中9人(17.3%)であり、この中には、薬物 乱用関連の精神障害や他の精神障害の幻覚の影響下で行われたものなどが含まれている。 この類型については、動機自体としてのまとまりがないため、特に説明は行わない。